

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表(案)

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
修正						
1	A-5 B-3 I-5-9 他	災害発生時対応フロー【留意事項】 避難勧告等の判断・伝達フロー 自主防災活動組織の活動 他	「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」 「避難指示」→「避難指示（緊急）」	避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）の改定に伴い、避難準備情報の名称が変更されたため	変更	危機管理課
2	I-7-29, 45, 98	（全般）⇒例 第10節 建造物等応急対策計画／第1 公共施設・一般建築物応急対策計画／3. 被害状況調査に追加が必要では。 第14節 災害ボランティア対策計画／ に追加が必要では。 第19節 災害救助保護計画／第9 住宅対策計画に追加が必要では。	被災建築物応急危険度判定についての記載はありますが、被災宅地危険度判定についても記載が必要と考えます。	1-7-99に連携との記載がありますが、「被災宅地危険度判定」についても「被災建築物応急危険度判定」と同様、2次災害防止のために市が行うこととなっている制度です。 （県は判定士の認定を行うとともに、各市町が行う判定の支援を行うことについても被災建築物と同じ制度。また、宅地判定は地震のみでなく水害に対しても判定活動を行う必要があります）	追加変更	滋賀県住宅課
3	I-5-3	第2 本文中	「保護者への周知徹底」の下に「を図り、学校防災アドバイザー制度の効果的な活用」を加える。	県が推進する当該制度が教育現場において今一つ浸透していないことを踏まえ、市防災担当部局も含めた一体的な認識の共有を図るため。	変更	甲賀広域消防本部
4	資3-5～12	3.2重要水防ため池箇所	別表のとおり変更	11月に県への報告により見直し	更新	産業経済部

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表(案)

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
単純修正(更新)						
5	A-4 A-9	表中 地域振興課の警戒体制(第二号体制)	「○地域派遣職員等災害に従事する職員の動員に関すること【職員課・庁舎整備室】」に変更 (地域市民センターの長の指揮下に入ることはA-15,20に明記)	各地域市民センターに参集した地域派遣職員の指揮命令系統が不明確なため	変更	総合政策部
6	A-15 A-20	3. 地震時の対応 表中 4. 風水害時の対応 表中	警戒体制 第一号体制 公共交通推進室 「1」→「2」	水口庁舎・信楽駅それぞれ1人配置	変更	総合政策部
7	A-15 A-20	地震や風水害時、第二号体制になると地域コミュニティ推進室は、課員の1/2以上(5人以上)の参集となっている件	地震や風水害時、第二号体制で避難所となる可能性のあるセンターの職員を含めず、地コミ室勤務の正規職員のみを対象として、課員の1/2以上(3人)の参集とする。	第二号体制では地コミ室は、課員の1/2以上の参集となっている。 課員は、水口エリア内地域市民センター長4人(嘱託センター長除く)と地コミ室課員6人を合わせた10人で計算されており、1/2となると5人の職員が参集しないといけない。 しかし、センター(公民館)が避難所となった場合、センター長が鍵を開けて避難所開設可能性があるため、地コミ室課員の1/2(3人)とすべきである。	変更	総合政策部
8	A-5,10,29, 30,33	市民支援班に「市民窓口センター」が入っている件	市民窓口センターを削除し、担当課を記載する	新庁舎移転に伴い市民窓口センターが廃止されるので、「水口地域の市民支援班」をどの部署に位置付けるか明確にする必要がある。 4つの旧支所地域市民センター 地域振興課は、「市民支援班」と「調査応急対策班」を兼ねて受け持っているが、水口地域については、「市民支援班」は窓口センター、「調査応急対策班」は地域コミュニティ推進室が受け持つことになっている。 窓口センターが廃止されても地域コミュニティ推進室で、「市民支援班」まで受け持つことは不可能である。	更新	総合政策部
9	A-35	表中	上下水道部理事を加える	人事異動	更新	上下水道部
10	I-2-2	2. 人口等の分布 「5%以上の高い増加率を維持している。」	「甲賀市を構成する5町のうち、水口町に人口が集中しているが、隣接する湖南市とともに維持していた高い人口増加率は、転じて近年は全市的な減少傾向にある。」に変更	現在の状況とは違うのではないか。	更新	総合政策部
11	資1-20	55 寺庄団地	B欄 8→1 C欄 8→0	平成27年度新築のため	更新	建設部
12	資1-20	57 柑子団地、58 柑子南団地	削除	平成28年度取り壊し予定のため	更新	建設部
13	資1-20	67 城山団地	B欄 14→6 C欄 14→6	一部取り壊しのため	更新	建設部
14	資1-20	68 立石団地	B欄 9→6 C欄 9→6	一部取り壊しのため	更新	建設部
15	資1-20	73 西城山団地	B欄 16→10 C欄 16→10	一部取り壊しのため	更新	建設部

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表（案）

No.	ページ	該当箇所	【分類区分】		理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
			追加：項目追加	削除：項目削除			
16	資1-20	75西ヶ瀬団地	B欄10→5	C欄10→5	一部取り壊しのため	更新	建設部
17	資1-20	75宇田団地	B欄9→7	C欄9→7	一部取り壊しのため	更新	建設部
18	資1-22	189 施設名称	「甲賀支所」→「甲賀大原地域市民センター」		新庁舎は29年5月8日からオープン予定、耐震等の項目要修正	更新	総合政策部
19	資1-22	195 施設名称	「土山支所」→「土山地域市民センター」			更新	総合政策部
20	資1-24	1.11 屋外拡声器又はサイレン 表中 甲賀地域	規程に基づき情報を更新		甲賀大原新庁舎にサイレン設備等なし	更新	総合政策部
21	資1-27	1.15 交番・駐在所	城南交番→水口石橋交番 水口5655-1→八光1-1		平成27年度新築移転のため	更新	総合政策部 建設部
22	資2-2	甲賀市自主防災組織率	最新情報に更新		最新の調査結果を反映	更新	危機管理課
23	資3-64	土砂災害警戒区域の新規指定	最新情報に更新		最新の調査結果を反映	更新	危機管理課
24	資4-1	4.2 火薬類製造所、火薬庫(有)滋賀火薬	廃業のため削除			更新	滋賀県防災危機管理局
25	資4-1	4.3 高圧ガス 平成26年3月31日現在	4.3 高圧ガス 平成28年3月31日現在			更新	滋賀県防災危機管理局
26	資4-2	4.3 高圧ガス 事業所一覧表	次の事業所を追加 湖南精工株式会社甲賀工場 甲賀市甲南町柑子2202-28 第1種に○			更新	滋賀県防災危機管理局
27	資6-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準の表	表の限度額、備考欄等の記載について、最新の内容（平成28年度版災害救助事務取扱要領：内閣府作成を参照のこと）に修正		理由：内容が改正前のものとなっているため	更新	滋賀県健康福祉政策課
28	資7-20	7 協定書	「甲賀市・日本下水道事業団災害支援協定」を加える		平成28年10月1日に締結	更新	上下水道部
29	資7-20	7 協定書	「災害時におけるゴルフ場施設を活用した支援協力に関する協定書」を加える		市内ゴルフ場20施設 平成28年3月17日締結	更新	危機管理課
30	資7-20	7 協定書	「災害時における被災者等に対する旅館ホテル施設の提供に関する協定書」		滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部 平成29年2月1日締結	更新	危機管理課
31	資7-1	全て	平成25年2月15日付けの現行の協定書を添付する。（別添）		協定書は平成25年2月15日に廃止制定されているため。	更新	甲賀広域消防本部
32	資11	備蓄倉庫一覧表	地域別、種類別に再編集。数量も更新。		表が細かく、不要と思われる情報もあるので、実用的な表とする。	変更	危機管理課

2017/5/31

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
単純修正(誤記)						
33	I-7-51	<p>■震度情報ネットワークシステムの系統図</p> <p>※1 市町、県庁間の通信は、防災行政通信システム利用(INS回線、衛星通信)</p>	<p>■震度情報ネットワークシステムの系統図</p> <p>※1 市町、県庁間の通信は、INS回線を利用(一部県防災行政無線回線で通信経路を2重化)</p>		誤記	滋賀県防災危機管理局
34	I-7-52	<p>(2)被害即報及び被害確定報告要領</p> <p>(ク)ただし、第1報報告の際にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を防災危機管理局に連絡する。</p>	<p>(2)被害即報及び被害確定報告要領</p> <p>(ク)ただし、第1報報告の際にシステムにその災害名がない場合は、防災危機管理局に連絡し、災害名の登録を依頼する。</p>		誤記	滋賀県防災危機管理局
35	I-7-53	<p>[火災・災害等即報連絡先]</p> <p>滋賀県 ○勤務時間内 NTT TEL 077-528-3430~3433外 NTT TEL 03-5253-7527 FAX 077-528-4994 FAX 03-5253-7537 防災 TEL 100-820~823 防災 TEL 048-500-7861 外 FAX 100-850 FAX 048-500-7537</p> <p>○勤務時間外(県庁守衛室) ○勤務時間外(宿直室)</p> <p>NTT TEL 077-528-3993 NTT TEL 03-5253-7777 FAX 077-523-6390 FAX 03-5253-7553 防災 TEL 100-848 防災 TEL 048-500- 781,7782 FAX 100-855 FAX 048-500-7789</p>	<p>[火災・災害等即報連絡先]</p> <p>滋賀県 ○勤務時間内 NTT FAX 077-528-6037 消防庁 防災 TEL *6-048-500-90- 49013 防災 TEL *6-048-500-90- 49033 防災 TEL *51-820~823 FAX *51-850</p> <p>○勤務時間外(無線統制室) ○勤務時間外(宿直室)</p> <p>NTT TEL 077-528-3436 防災 TEL *6-048-500-90- 49102 防災 TEL *6-048-500-90- 49036 防災 TEL *51-898 FAX *51-850</p>	変更による	誤記	滋賀県防災危機管理局
36	II-4-2	<p>第4 雨量・水位情報の公表</p> <p>滋賀県防災ポータル http://www.pref.shiga.jp/bousai/index.html</p>	<p>第4 雨量・水位情報の公表</p> <p>滋賀県防災ポータル http://dis-shiga.jp</p>		誤記	滋賀県防災危機管理局
37	III-2-11	<p>■危険物等事故災害発生時の情報連絡系統図</p> <p>県防災危機管理局 077-528-3432</p>	<p>■危険物等事故災害発生時の情報連絡系統図</p> <p>県防災危機管理局 077-528-3433</p>		誤記	滋賀県防災危機管理局

H 2 9 年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表 (案)

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
38	資6-60	6.45 関係機関連絡表 機関名 電話番号 FAX番号 消防庁応急対策室 防災048-500-49013 防災048-500-49033 消防庁危管センター 防災048-500-49102 防災048-500-49036 県防災管理情報チーム 防災100-820~823 防災100-850 消防保安チーム 滋賀県県庁守衛室(時間外対応) 077-524-4949 防災100-848 防災100-855	6.45 関係機関連絡表 機関名 電話番号 FAX番号 消防庁応急対策室 防災*6-048-500-90-49013 防災*6-048-500-90-49033 消防庁危管センター 防災*6-048-500-90-49102 防災*6-048-500-90-49036 県防災管理情報チーム 防災*51-820~823 防災*51-850 消防保安チーム 滋賀県県庁守衛室(時間外対応) 077-524-3436 防災*51-898 防災*51-850	変更による	誤記	滋賀県防災危機管理局
39	Ⅲ-2-3	3. 消防本部 ■消防本部の災害報告 直接速報基準以上 速報基準以上	3. 消防本部 ■消防本部の災害報告 直接即報基準以上 即報基準以上		誤記	滋賀県防災危機管理局
40	Ⅲ-2-3 Ⅲ-2-11	4. 連絡先 ○勤務時間外(県庁守衛室) NTT TEL 077-528-3993 防災 TEL 100-898 FAX 100-850	4. 連絡先 ○勤務時間外(無線統制室) NTT TEL 077-528-3436 防災 TEL *51-898 FAX *51-850		誤記	滋賀県防災危機管理局
41	I-6-13	2. 県備蓄 食料及び生活必需品は、県が大規模小売店頭の流通業者との協定を結んでおり、甲賀土木事務所に要請し確保を図る。	2. 県への要請 食料及び生活必需品に不足が生じる場合には、 県災害対策甲賀地方本部に支援物資を要請し確保を図る。	理由：要請先を正確に記載した	誤記	滋賀県健康福祉政策課
42	I-7-98	10行目「災害により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、また、余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、県や民間建築士等の協力を得て実施する」	「被災した建築物の余震等による二次災害の防止のため、県の支援により判定士を確保し、倒壊の危険性および落下物の危険性等の判定を実施する。」	建築物の安全を担保する調査ではないことに留意されたい ↓ 「応急」的判定のため、誤解を招かないよう安全と言及しない文言に変更する	誤記	滋賀県建築課 建築指導室
43	I-5-17	6. 応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮 市は、県との連携及び県と協定を締結しているプレハブ建築協会との協定の下、応急仮設住宅を整備する際、応急仮設住宅の	修正後：市は、県との連携及び県と協定を締結しているプレハブ建築協会等との協定の下、応急仮設住宅を整備する際、応急仮設住宅の	理由：滋賀県では、平成27年度に全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設に関する協定を結んでいるため	誤記	滋賀県住宅課
44	I-7-97	ウ 応急仮設住宅の設置 県本部は、災害が発生した場合には、プレハブ建築協会、県建設業協会、(社)県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、	修正後：県本部は、災害が発生した場合には、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、(社)県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、	理由：滋賀県では、平成27年度に全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設に関する協定を結んでいるため	誤記	滋賀県住宅課
45	IV-1-6	廃棄物処理及び清掃に関する法律	(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	正確な表記への修正	誤記	滋賀県循環社会推進課

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表(案)

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
46	I-2-1	本市東南部には、綿向山(1,110m)、雨乞岳(1,238m)、御在所岳(1,209m)、鎌ヶ岳(1,157m)等の国定公園に指定されている鈴鹿連峰がそびえ、	本市東部には、綿向山(1,110m)、雨乞岳(1,238m)、御在所岳(1,209m)、鎌ヶ岳(1,157m)等の国定公園に指定されている鈴鹿連峰がそびえ、		誤記	滋賀県農業経営課
47	I-1-2	フロー図 滋賀県地域防災計画 滋賀県水防計画 滋賀県防災会議	フロー図 滋賀県地域防災計画 滋賀県水防計画 滋賀県防災会議 滋賀県水防協議会		誤記	滋賀県流域政策局
48	I-2-2、II-4-1、II-4-2、資5-1	はん濫	氾濫	気象庁からも平成29年3月22日から漢字で統一との連絡あり	誤記	滋賀県流域政策局
49	II-5-2		堤防天端 - 避難完了(避難指示) 氾濫危険水位 - 避難勧告等の発令 避難判断水位 - 避難準備情報の発令	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)の考え方と整合を図り、県水防計画を見直した	誤記	滋賀県流域政策局
50	I-7-64	上段イ	関西電力株式会社滋賀支店 → 関西電力株式会社	「滋賀支店」を削除	誤記	関西電力
51	資-6-62	中段上	FAX番号 0748-23-8014 → 0748-30-0015	FAX番号を修正	誤記	関西電力
52	I-6-8	4. (1) …浸水対策の2行目	「…を進める。」 → 「…を進める。」		誤記	甲賀広域衛生課
53	資1-21	施設名称	124 「ごみ処置施設」 → 「ごみ処理施設」		誤記	甲賀広域衛生課
54	資-10-3,6	緊急避難場所一覧 表中	「水口北保育園」「柏木保育園」の管理者を「ひまわり会」にし、面積をそれぞれ「1398.7」「」に変更		誤記	危機管理課
55	A-22	「㈱あいコムこうか等」	「株式会社あいコムこうか等」	正式名称 他ページとの整合	誤記	総合政策部
56	A-22	「通信回線が込み合い」	「通信回線が混み合い」		誤記	総合政策部
57	A-25、B-40、I-6-5	②携行品 「食糧」	「食料」	他ページとの整合「食糧」か「食料」か	誤記	総合政策部
58	A-26	6-4(2)	主語を「所属長」に統一。	実際の運用と異っており、運用を改めるよりマニュアルを訂正する方が現実的で迅速であるため。	誤記	総合政策部
59	A-26	6-4(2)	参集者名簿を削除。またそれに伴ってA-26の「参集者・被害状況報告書(様式2)」から「参集者」を削除。	現状(特に風水害時)の参集時点では被害のないことが多く、現実に報告書が機能していないため。	誤記	総合政策部

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表(案)

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
			【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し			2017/5/31
60	A-28	(2) 指揮命令権者 「各部の総括責任を図る。」	(2) 指揮命令権者 「各部の総括責任を負う。」	責任を「図る」というのはどうか？	誤記	総合政策部
61	I-1-10	野洲川土地改良区 「農業用施設の復旧」	野洲川土地改良区 「所管する農業用水利施設の復旧」	限定された水利施設を管理している	誤記	総合政策部
62	I-4-10	6 災害ボランティア拠点の整備 「市域の災害ボランティア拠点として、市の中心拠点として」	6 災害ボランティア拠点の整備 「市域の中心災害ボランティア拠点として、」	簡素化 同じような表現が連続	誤記	総合政策部
63	I-4-13	「びわ湖放送、京都放送滋賀支社」	「びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送（滋賀支社）」	正式名称 1-1-9等との整合	誤記	総合政策部
64	I-4-6	ガス販売事業者 2. 現況 「各家庭に都市ガスが配給されている。」	「各家庭にガスが配給されている。」	都市ガスの地域は次フレーズのとおりの一部ではないか。	誤記	総合政策部
65	I-5-17	1. 計画方針 「言葉が不自由な外国人居住者」「外国人は言葉に不自由であり」	1. 計画方針 「コミュニケーションに支障がある外国人居住者」など	「不自由」ではない。	誤記	総合政策部
66	I-5-17	ウ 避難所情報及び誘導標識等 文末「表示を行うこと。」	「表示を行う。」	他行との整合	誤記	総合政策部
67	I-5-17	上から3行目の最終 「配慮を心がける。」	「配慮に努める。」	「心がける」でよいか？	誤記	総合政策部
68	I-6-10	ア 医薬品の確保 「県医薬品卸協会」	「滋賀県医薬品卸協会」	正式名称 I-6-12との整合	誤記	総合政策部
69	I-6-12	2. 現況 「日本産業・医療ガス協会」	「一般社団法人日本産業・医療ガス協会」	正式名称	誤記	総合政策部
70	I-7-37	「滋賀県バス協会」「滋賀県トラック協会」	「一般社団法人滋賀県バス協会」「一般社団法人滋賀県トラック協会」	正式名称 I-1-9等との整合	誤記	総合政策部
71	I-7-38	「滋賀県石油共同組合」	「滋賀県石油協同組合」	誤記	誤記	総合政策部
72	I-7-48 III-2-1	第1 計画の担当部署の欄	情報政策課を主担当課◎とし、地域コミュニティ推進室を副担当課○とする。	初動マニュアルで情報収集班を担当する課が主担当課になるべき（地コミは初動は水口管内の調査応急対策担当）	誤記	総合政策部
73	I-7-82	「ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し」	「ポータブル衛星方式等で通信回線を構築し」		誤記	総合政策部
74	I-7-82	1. 基本方針 2行目 「認知を疎外して」	「認知を阻害して」	誤記	誤記	総合政策部
75	I-7-85	中ほど 「知事は、・・・・職権の一部を本部長に委任するものとし、」	「知事は、・・・・職権の一部を市本部長に委任するものとし、」	次のフレーズとの整合	誤記	総合政策部
76	I-7-97	ウ 応急仮設住宅の設置 各団体の敬称	できる限り正式名称に	他ページとの整合	誤記	総合政策部
77	II-4-3	第2 決壊等の通報 「水防法第25条に基づき堤防等が決壊した場合は、水防本部長（市長）又は」	「堤防等が決壊した場合は、水防本部長（市長）又は・・・・消防長は、水防法第25条に基づき直ちにその旨を」	堤防の決壊することが法根拠ではなく、通報することが法根拠ではないか。	誤記	総合政策部
78	III-2-5	第4 担当部署	危機管理課を主担当課◎とし、地域コミュニティ推進室を副担当課○とする。	地震・風水害の対策本部の総括は危機管理課であるため、事故対策本部等の設置に関することでも危機管理課が主担当になるべき	誤記	総合政策部
79	IV-1-14	「災害救助法施行令」	「災害救助法施行令」	誤記	誤記	総合政策部
80	資10-2	水口東部コミュニティセンターの連絡先（2箇所）	「63-0330」→「-」	現在電話なし	誤記	総合政策部

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表(案)

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
81	資10-3	水口北部コミュニティセンターの連絡先(3箇所)	「63-3246」→「-」	現在電話なし	誤記	総合政策部
82	I-7-31	第1 箱囲み関係機関	「甲賀森林整備事務所」を追加	林産物応急措置機関	誤記	産業経済部
83	I-7-32	(4) ア 文中	「種苗経営者」→「林業用種苗生産者」	適正用語	誤記	産業経済部
84	II-2-6	第5 1 文中	「林地崩壊防止事業や」を削除	今は無い事業	誤記	産業経済部
85	II-2-6	第5 2 文中	「林地崩壊防止事業」と「災害関連山地災害危険地区対策 事業」を削除	今は無い事業	誤記	産業経済部
86	IV-1-2	第1 箱囲み関係機関 第2 箱囲み関係機関	「甲賀森林整備事務所」を追加	災害復旧事業主体	誤記	産業経済部
87	IV-1-8	2 表中	「森林組合等の行う湛水」→「森林組合等の行う堆積」	誤記	誤記	産業経済部
88	資料3-73 ～ 資料3-82	3. 1 3 表中 3. 1 4 表中	【別紙】のとおり 3.13表 資3-73～78 「保全対策」→「保全対象」 資3-73 中尾 人家 「76戸」→削除 資3-74 「板尻」→「板尻①」 資3-75 「森ノ下」→「森ヶ下」 資3-76 下塩野と北出の間に「塩野奥山4 / 甲賀市甲南町 塩野奥山 / 1戸 / 道路」を追加 岩尾 人家 「187戸」→削除 城山 インフラ 「道路」→「公共施設 道路」 三代出 人家 「60戸」→削除 資3-77 中牧 人家 「50戸」→削除 北垣外① 人家 「77戸」→削除 3.14表 → 3.14.1表 資3-80 中津古,池田ヶ平①,②,中出 「人家 / 180(64) / 戸」 → 削除 資3-82 表の内容追加 「牛飼② / 甲賀市水口町牛飼 / 道路」 「石川谷 / 甲賀市信楽町勸旨石川谷 / 人家1戸 道路」 「敷地ヶ尾 / 甲賀市信楽町長野敷地ヶ尾 / 公共施設」 「角干 / 甲賀市信楽町黄瀬角干 / 公共施設」	誤記、追加	誤記	産業経済部
89	資料3-82	3. 1 4の次 新規項目	「山地災害危険地区(地すべり危険地区)」を追加【別紙】 資3-82 「3.14.2 甲賀市 山地災害危険地区(地すべり危険地区)」表追加 「黒滝 / 甲賀市土山町黒滝柳谷 / 人家28戸 公共施設 道路」 「中の組 / 甲賀市土山町黒川隠山 / 人家48戸 道路」	記載漏れ	誤記	産業経済部
90	資6-60	6. 4 5 表中	「甲賀森林整備事務所森林整備担当」→「甲賀森林整備事務所」	組織改変	誤記	産業経済部
91	資10-10	NO. 36 所在地	土山町北土山2342-2	誤記	誤記	産業経済部
92	資10-10	NO. 46 所在地	土山町北土山2342-2	誤記	誤記	産業経済部
93	A-6	対応フロー表中、住宅対応班-警戒体制-第2号体制【建設管理課・建設事業課】	【都市計画課・住宅建築課】	誤記	誤記	建設部
94	I-7-51	第2 被害報告計画 近畿地方整備局	近畿地方整備局の削除	役割が不明のため	誤記	建設部

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表（案）

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
95	IV-1-6	第1国の一部負担又は補助の担当課	都市計画課を追加	土地区画整理法があるため。	誤記	建設部
96	IV-1-6	第1国の一部負担又は補助の担当課	全担当を「○」に統一	各部署の補助制度全体は、財政課の業務	誤記	建設部
97	IV-1-6	第2 激甚災害に係る財政援助措置の担当課	全担当を「○」に統一	他部署に跨る制度は財政課の業務	誤記	建設部
98	資1-6	1.6 緊急輸送道路 第1次・第2次 新町・貴生川幹線が同内容	第2次に「新町・貴生川幹線 水口町水口～水口町水口 0.1km」を追加	県計画との整合性を図る	誤記	建設部

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
修正しない ※No102～105は本防災計画のみに言及したのではなく、まち全体についての意見が含まれる						
99	I-3-2	「…学校等（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園・保育園）の施設整備に努め、…」	「…学校等（小学校・中学校・幼稚園・保育園）の施設整備に努め、…」	理由：甲賀市には市立の高等学校および特別支援学校はないため 対応：市立以外の施設も含めた甲賀市地域の計画であるため修正しない。	誤記	滋賀県教育総務課
##	I-7-29	「(1)応急危険度判定調査」 地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がその建物にいて良いか、避難所へ避難した方が良いかなどを判定する。	「(1)被災建築物応急危険度判定」 地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定実施本部を開設するとともに、県の支援により判定士を確保し、早期に被災建築物応急危険度判定を実施する。	本制度は、余震等による二次災害を防ぐため、建築物に立ち入る際や建築物が周辺に与える危険性を判定するものであるが、「被災者がその建物にいて良いか」「避難所へ避難した方が良いか」については言及しておらず、市民の誤解を招くおそれがあるため、これらの記述は削除されたい ↓ 滋賀県計画への修正を提案中とのことなので、県計画が変更を受けて対応する	変更	滋賀県建築課 建築指導室
##	I-7-29	「(2)被災度区分判定調査」 大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。	「(2)被災度区分判定」 大地震により被災した市有建築物を使用するため建築構造技術者に依頼し、被災度区分を判定するとともに、その残存耐震性能を把握し、復旧の要否とその程度を判定する。	市有建築物のみが対象と思われるが、如何すべての被災建築物が対象との市民の誤解を招くおそれがあるため、その旨明記されてはどうか ↓ 滋賀県計画への修正を提案中とのことなので、県計画が変更を受けて対応する	変更	滋賀県建築課 建築指導室
##	I-7-116	第21節、2. (1) 実施体制の1行目	「…、廃棄物の処理及び清掃は、衛生センター及び環境班が実施する。」 →「…、廃棄物の処理及び清掃は環境班が実施する。また、可燃ごみの処理は衛生センターが実施する。」	災害時には当センターは処理に専念する必要があるため。 ↓ 環境班とともに実施する内容であるため	変更	甲賀広域衛生課
##	II-1-2	要配慮者利用施設の明記について	水防法では、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について地域防災計画に位置づけることとなっています。 また、本県では地先の安全度マップにより各地点の浸水深を公表していることから、水害による施設の位置づけを再検証し、資料編への記載をお願いします。	資3-65, 66, 83に記載済のため修正しない	追加	滋賀県流域政策局
##	資-10-27	地域 甲賀	甲賀福祉作業所を追記	県の広域福祉避難所に指定されている ↓ 市の指定のみを掲載している一覧表であるため修正しない	追加	甲賀市社会福祉協議会
##	I-5-17	第2 3. 避難支援計画 (1), (2) 他 防災マップの配備について	→ 観光客にも万が一の場合配布できるよう、施設に配置必要である		その他	信楽高原鐵道
##	I-5-17	第2 3. 避難支援計画 (1), (3) 他 防災マップの配備について	→ 外国語併記も行う…とあるが、現行マップには表記していない		その他	信楽高原鐵道
##	I-5-17	第2 3. 避難支援計画 (1), (4) 他 防災マップの配備について	→ 町中の観光マップに避難所の表記が必要ではないか		その他	信楽高原鐵道
##	I-5-17	第2 3. 避難支援計画 (1), (5) 他 防災マップの配備について	→ 避難所を表す表示が欲しい(マーク、表示など)		その他	信楽高原鐵道

H29年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表（案）

【分類区分】 追加：項目追加 削除：項目削除 更新：情報の最新化 変更：内容の見直し 2017/5/31

No.	ページ	該当箇所	修正案	理由・根拠・補足説明等	分類	提案者
追加する指定緊急避難場所						
##	資-10-18		信楽荘		追加	信楽町 黄瀬区
##	資-10-18		黄瀬ゲートボール場跡地		追加	信楽町 黄瀬区
修正する指定緊急避難場所						
##	資-10-6	貴生川第2 貴生川駅前集会所	貴生川駅前集会所 水口町貴生川384 → 貴生川会議所 水口町貴生川305	住所検索では民家が表示されるが？名称が合っているかも要確認		危機管理課
##	資-10-18	北側 祇園社	祇園社・法性寺		誤記	信楽町 宮町区